

食品安全委員会（第831回会合）議事概要

日 時：令和3年9月7日（火） 14：00～14：20
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：山本委員長外5名
動画配信：一般4名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品1品目

イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイバランゴールド）

→農林水産省及び担当の浅野委員から説明

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

・遺伝子組換え食品等2品目

除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統

→厚生労働省及び農林水産省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「テトラニリプロール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「テトラニリプロールの許容一日摂取量(ADI)を0.88 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」

「ペンチオピラドの許容一日摂取量(ADI)を0.081 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。